

## くらしの情報

イベント情報や各種講演会など、市役所からの大切なお知らせです。詳細については各お問い合せ先へご確認ください。

市役所 総合案内 TEL 974-3111  
FAX 973-9819

### 子育て

#### 乳幼児医療費助成のおしらせ

##### 児童家庭課

☎ 973-4983

『医療費の助成金申請は、お済みでしょうか。』

本市では、次の通り医療費助成を行っています。助成の申請は、診療を受けた翌月から起算して1年以内となっておりますので、期限切れにならないよう手続さを行ってください。

##### ◎助成の対象となる者(乳幼児)

- ①健康保険に加入していること。
- ②本市に住民登録を有していること。
- ③生活保護法による保護を受けていないこと。
- ④他の条例等に基づき医療費の助成を受けていないこと。
- ⑤児童手当支給要件の所得基準に準ずる者

##### ◎助成を受けることのできる期限

###### 外来

出生から4歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日まで  
※3歳児の外来については、保健医療機関ごとに1ヶ月1000円を助成対象者が負担する。

###### 入院

出生から小学校就学前(6歳の誕生日前日以後最初の3月31日まで)  
※入院時の食事療養費は、助成の対象外。

※転入者については、転入日より該当(開始)となります。

##### ◎受給資格申請に必要なもの

- ①健康保険手帳(乳幼児の名前が記載されているもの)
  - ②保護者の普通預金通帳(郵便局株式会社以外のもの)
- ※受給資格申請がまだの方は早めに申請を済ませてください。

##### ◎助成金の申請に必要なもの

- ①受給資格者証
  - ②領収書(病院・薬局)
- ※平成19年10月1日の制度改正により、平成19年9月以前の診療分では1年以内の申請分に関しては、従前のとおり助成となります。
- ※助成金の受付は、診療月の翌月からとなります。

#### 妊婦健診が5回へ拡充します。

##### 健康支援課

☎ 973-3209

うるま市ではこれまで公費2回の妊婦健診を実施してきましたが、平成20年4月1日からの5回へ拡充しました。これは経済的な育児支援と、健康管理を強化し異常の早期発見や流産の予防を目的とするものです。なるべく妊娠11週までに母子健康手帳の交付を受けてください。

##### 【対象者】

平成20年4月1日時点において、うるま市に住所を有する妊婦。

##### 【公費負担で受診できる妊娠週数】

- 第1回目 期限なし
- 第2回目 妊娠20～23週まで

## 赤ちゃん訪問

赤ちゃんが生まれると母子保健推進員や、助産師が母子保健サービス(ベビースクール・乳幼児健康診査等)の案内や発育の様子を確認するため家庭訪問を実施しています。

育児についての相談等がありましたら、気軽に声かけしてください。



連絡先：健康支援課 ☎ 973-3209

- 第3回目 妊娠24～28週まで
  - 第4回目 妊娠29～33週まで
  - 第5回目 妊娠34週～出産まで
- ※超音波検査も公費負担で受けることができます。

##### 方法

平成20年3月31日以前に母子健康手帳の交付を受けた方は、旧受診票は使えなくなります。

新しい受診票を交付しますので母子健康手帳を持参して健康支援課窓口までお越しください。

\*転入した方は、健康支援課窓口へお越しください。

\*転出される方は、転出先の母子健康手帳交付窓口へお問い合わせください。